

大磯町手数料条例の一部を改正する条例

大磯町手数料条例（平成12年大磯町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項第1号又は第3号から第7号までの規定に基づく通知カードの再交付の項を削り、同表「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年9月1日提出

大磯町長 中 崎 久 雄